

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日本パラリンピック委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款(以下「定款」という。)第44条に基づき設置した、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)の運営に関する基本的事項を定める。

(事業)

第2条 JPCは、定款第45条に掲げる事業及びこれに関連する事業を行う。

(運営委員の任期)

第3条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は委員長が招集する。

(運営委員会の議決)

第5条 次の事項は運営委員会の議決により行わなければならない。

- ① 当該国際障がい者スポーツ組織への加盟に関すること。
- ② JPCの事業計画及び収支予算・決算に関すること。
- ③ JPCの運営に関すること。
- ④ 定款第46条により、JPCに加盟した競技団体及び関連スポーツ団体との連携融和を図ること。
- ⑤ 障がい者のスポーツに功労のあった者の表彰に関すること。
- ⑥ その他 JPC の目的達成に必要なこと。

(加盟及び脱会)

第6条 定款第46条により、JPCに加盟しようとする競技団体は、指定の期日までに分担金を添えて、別紙様式「日本パラリンピック委員会加盟申請書」を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 加盟競技団体が脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届けを提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

3 加盟競技団体として不適当な行為があったときは、運営委員会の委員の過半数以上の議決により、脱会をさせることができる。

(分担金)

- 第7条 加盟競技団体は、JPC加盟分担金を、毎年4月末日までに納入するものとする。
- 2 加盟分担金は、年1団体10万円とする。
 - 3 既納の分担金はいかなる理由があっても返還しない。

(加盟競技団体会議)

- 第8条 定款第46条に定める加盟競技団体の代表者各1名により、加盟競技団体会議を構成する。
- 2 加盟競技団体会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長があたる。
 - 3 JPCの事業に関する重要な事項については、加盟競技団体会議の意見を聴するものとする。

(顧問及び参与)

- 第9条 JPCに、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、運営委員会の推薦により、委員長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について会長又は委員長の諮問に応じる。

(専門部会)

- 第10条 JPCの業務を遂行するため必要があるときは、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会の部員は、委員長が委嘱する。

(JPCの事務局)

- 第11条 JPCの事務を処理するため、日本障がい者スポーツ協会組織規程第11条の事務局員を置くことができる。

(その他)

- 第12条 JPCとの加盟競技団体間に紛争があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁に委ねるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成11年9月8日から施行する。
ただし、第8条分担金に関する規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日(平成23年12月1日)から施行する。
- 3 この規程は、平成26年6月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成30年12月1日から施行する。